

県南広域振興局長告示第19号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和7年3月14日

県南広域振興局長 小 島 純

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 相去飯豊線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
北上市本通り四丁目408番地先からさくら通り三丁目1番地先まで	新	B 36.5~18.0 m	m 260.2
北上市本通り三丁目598番地先からさくら通り三丁目1番地先まで	旧	A 22.1~9.8	331.5
北上市本通り四丁目408番地先からさくら通り三丁目1番地先まで		B 53.1~19.4	260.2

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 県南広域振興局土木部北上土木センター
- (2) 期間 令和7年3月14日から同年4月14日まで